

平成17年度群馬弁護士会法の日記念事業 劇シナリオ

設定日時 平成17年10月29日(金) 午後2時

設定場所 前橋地方裁判所第1法廷

設定事件名 平成17年(わ)第601号 現住建造物放火未遂被告事件 第2回公判
被告人 堀江ツトム

場面1 証人パウロ・スタンレー(ペンションオーナー)の尋問

パウロが証言台の椅子に座っている。

裁判官 「それでは、パウロさんに対する証人尋問を開始します。では、検察官、どうぞ」

検察官 「まず、あなたは今回の放火事件のあったペンション『向日葵』のオーナーということによろしいですか」

パウロ 「はい」

検察官 「あなたはそのペンションに住んでいるようですね」

パウロ 「はい」

検察官 「従業員は何名ですか」

パウロ 「私を含め5名です」

検察官 「放火事件が発生したとき、ペンションにいたのは何名ですか」

パウロ 「私、杉田、青木の3名です」

検察官 「客は」

パウロ 「被告人一人でした」

検察官 「そうすると事件発生時、ペンションには4名の人間しかいなかったということとで間違いないですか」

パウロ 「はい」

検察官 「本件放火事件が発生したとき、あなたはどこにいましたか」

パウロ 「1階の従業員控え室です」

検察官 図面を指差し

「ここですね」

パウロ 「はい」

検察官 「そのとき何をしていましたか」

パウロ 「テレビを見ていました」

検察官 「あなたはどのようにして放火事件の発生に気付いたのですか」

パウロ 「テレビを見ていましたら、急に階段をばたばた駆け下りてくる足音が聞こえ、杉田さんの『火事だ』という声が聞こえたのです」

検察官 「それでどうしましたか」
パウロ 「すぐに控え室を飛び出て杉田さんともう一人の従業員の青木さんと一緒に2階に上がり急いで消火活動をしました」
検察官 「火災はどこで発生していましたか」
パウロ 「2階の3号室の南側窓のカーテンです」
検察官 図面を指差し
「実況見分調書にもありますが、だいたいこのあたりですね」
パウロ 「はい」
検察官 「消火活動をするため2階へ上がったとき、3号室のドアは開いていましたか」
パウロ 「開いていました」
検察官 「3号室の中に入って、あなた方は具体的にどんな消火活動をしたのですか」
パウロ 「私は消火器を使って消しました。杉田さんと青木さんも二階の洗面所からバケツに水を汲み、消火活動に協力してくれました」
検察官 「あなたが駆けつけたとき、どの程度燃え上がっていましたか」
パウロ 「南側のレースのカーテンが激しく燃え上がっていました」
検察官 「あなたがたの消火活動によりカーテンの半分程度が燃えただけで済んだようですね」
パウロ 「はい」
検察官 「消火しきるまでどれくらい時間がかかりましたか」
パウロ 「5分程度でしょうか」
検察官 「消火後はどうしましたか」
パウロ 「すぐに、私の携帯電話で、私がまず消防署に119番通報し、次いで110番通報しました」
検察官 「どうして110番通報したのですか」
パウロ 「客も泊まっていない部屋でしたし、火の気のないところからの出火だったので、放火かもしれないと思ったのです」
検察官 「それはあなたの判断ですか」
パウロ 「はい」
検察官 「消火直後、杉田さんや青木さんと『放火かもしれない』などと話したわけではないのですね」
パウロ 「はい」
検察官 「被告人は、あなた方が消火活動をしているとき、あるいは消火後どうしていたのか知っていますか」
パウロ 「消火活動をしているときは分かりませんが、消火後、いつのまにか現場に来ていて、現場を見て『よく消したえらい。もっと燃えればいいのに』などと言っていました」

検察官 「まったく矛盾した内容のことを言っているように聞こえるのですが、間違いないですか」

パウロ 「はい」

検察官 「その後、被告人はどうしていましたか」

パウロ 「私たち従業員は、実況見分や取調べを受けていましたので詳しいことは分かりませんが、ロビーのソファで寝ていたようです」

検察官 「少し時間を戻してお聞きします。あなたが、火災に気付く直前、杉田さんはどこにいましたか」

パウロ 「杉田さんは火災に気付く 30 分ほど前に 2 階から降りてきて私がいた控え室にいました。それでいつの間にかいなくなっていて先ほど申し上げたとおり、ばたばた・・・」

検察官 「杉田さんが控え室を出たのは分からなかったのですか」

パウロ 「私はテレビを見ていたので・・・」

検察官 「火災発生の前に何かお気づきになったことはありますか」

パウロ 「火災が起きる 15 分ほど前でしょうか。被告人が 2 階の 1 号室から廊下を通過して 3 号室に移動する足音が聞こえました」

検察官 「今『被告人が』とおっしゃいましたが、どうして被告人だと分かるのですか」

パウロ 「当日の宿泊客は被告人しかおらず、しかも 1 号室に泊まっていたからです」

検察官 「取調べでは、犯人は誰かについて話をしていますね」

パウロ 「はい。被告人と」

検察官 「どうして被告人であると思ったのですか」

パウロ 「先ほど申し上げたとおり、火災発生の直前に被告人が 3 号室に移動する足音が聞こえたからです。」

検察官 「他にありますか」

パウロ 「他に犯人がいると思えないからです」

検察官 「それはどうして言い切れるのですか」

パウロ 「青木さんは放火事件の発生するずっと前からフロント後方の仮眠室にいたと言うし、杉田さんも直前まで控え室にいたはずだからです」

検察官 「終わります」

裁判官 「弁護人、どうぞ」

弁護人 「先ほど、『被告人の足音が聞こえた』とおっしゃいましたね。本当にそんなにはっきり聞こえたのですか」

パウロ 「はい」

弁護人 図面を指し示しながら
「この図面を見てください。あなたがいた控え室は、被告人がいた 1 号室の真下にもないし、火災の発生した 3 号室の真下にもないですよ。どうしてそ

んなはっきり聞こえるのですか」

パウロ 「私は15年以上このペンションを運営していますし、ペンションは木造ですからだいたいの人の動きは足音で分かります」

弁護人 「じゃあ、杉田さんが火災を発見したとき杉田さんが2階に上がったその足音は聞こえたのですか」

パウロ 「覚えていません」

弁護人 「杉田さんが控え室を出て行ったのも気付かなかったんでしょう」

パウロ 「・・・」

弁護人 「しかもテレビに見入っていたんでしょう。そんなんでも、2階の人の動きなど本当に分かるのですか」

パウロ 「・・・」

弁護人 「しかもそれが被告人だと断言できるのですか」

パウロ 「・・・だからそれは先ほど説明したとおり・・・」

弁護人 「先ほどと同じ説明ならいいです。・・・放火事件の場合、第1発見者も疑われることが多いのですが、杉田さんが犯人だとは思わなかったのですか」

検察官 「異議有り。・・・誤導です」

裁判官 「弁護人、意見を」

弁護人 「他の者が犯人であることの可能性がある以上、先ほどの質問は誤導とは思いませんが」

裁判官 「異議を認めます。弁護人は別の質問を」

弁護人 「・・・ペンション2階の廊下や各部屋の電灯は普段点いていますか」

パウロ 「廊下の電灯は日没後朝方まで点けたままにしています。各部屋の電灯はそれぞれのお客様に消灯をお願いしています」

弁護人 「・・・火災発見時、2階廊下の電灯は点いていましたか」

パウロ 「いいえ。消されていました」

弁護人 「火災発生前は2階廊下や各部屋の電灯は点いていたのでしょうか」

パウロ 「分かりませんが、先ほど述べたとおり、お客様の泊まっていない部屋の電灯は消えていて、廊下の電灯は点いていたはずです」

弁護人 「ところで、廊下や各部屋の電灯のスイッチはどこにあるのですか。この図で説明してください」

パウロ 図面を指し示しながら
「各部屋の電灯のスイッチは、それぞれの部屋の入り口付近にあります。廊下の電灯のスイッチは2階物置内にあります」

弁護人 「物置内のスイッチというのをお客さんがつけたり消したりすることはありますか」

パウロ 「普通スイッチの場所を知らないで、そういうことはないと思います」

弁護人 「そうすると、被告人が消したということはありませんね」
パウロ 「……そうですね」
弁護人 「事件発生前は廊下の電灯は点いていた。しかし、火災発見時には消えていた。そうすると、誰が消したのでしょうか」
パウロ 「電灯の管理は従業員である杉田さんたちに任せていますが……分りません……ただ、消火活動のため 2 階に上がったときは間違いなく消えていました」
弁護人 「事件発生直前に従業員の誰かが 2 階に上がって廊下の電灯を消したということになりませんか」
パウロ 「……」
弁護人 「あなたと杉田さんの関係ですが、どんな関係ですか」
パウロ 「私が杉田さんを雇っているという関係です」
弁護人 「あなたがたお二人はプライベートでもお付き合いをしていませんか」
パウロ 「……そのようなプライベートな質問に答えなければならないのでしょうか」
弁護人 「本件事件を解明するためには関係者の人間関係を明らかにすることも重要ですから、お答えください。」
パウロ 「……確かに半年ほど前からお付き合いしております」
弁護人 「ところで、このペンションはあなたの所有ということによろしいですか」
パウロ 「はい」
弁護人 「銀行からお金を借りて担保に入れていますね。」
パウロ 「3 年前に大規模にリフォームしまして、その際に……」
弁護人 「火災保険には加入していますか」
検察官 「異議有り。弁護人は先ほどから本件には何ら関係のないプライベートな質問ばかりしており、質問を撤回していただきたい」
裁判官 「弁護人のご意見を」
弁護人 「被告人以外の者の犯行の可能性を窺わせる事情ですので、異議を認めるべきではありません」
裁判官 「異議を棄却します。そのまま質問を続けてください」
弁護人 「どうですか」
パウロ 「加入しています」
弁護人 「どんな内容ですか」
パウロ 「……確か最大 1 億円の火災保険金が下りるという契約だったと思います」
弁護人 「契約したのはいつですか」
パウロ 「……半年前です」
弁護人 「5 0 0 0 万円の火災保険金が下りるという契約を半年前に 1 億円の契約へと

変えたようですね」

パウロ 「……はい」

弁護人 「なぜ、変えたのですか」

パウロ 「……もしもの時に安心ですから」

弁護人 「本件建物の価値はどれくらいですか」

パウロ 「……分かりません」

弁護人 「税務署では3000万円と評価していますよね」

パウロ 「……それくらいかも知れません」

弁護人 「1億円というような大きな保険契約は必要ないじゃないですか」

パウロ 「……」

弁護人 「ところで、最近のペンションの客数はどうですか」

パウロ 「……あまりよくありません」

弁護人 「事件の日は被告人しか宿泊客はいなかったのでしょうか」

パウロ 「はい」

弁護人 「先ほどおっしゃったリフォーム代金のローンの支払はどうでしたか」

パウロ 「……」

弁護人 「数ヶ月滞っている状態ではありませんでしたか」

パウロ 「……はい」

弁護人 「火災保険の方の保険料はきちんと払っていましたね」

パウロ 「……はい」

弁護人 「保険金が入れば……」

検察官 「異議有り。証人が保険金目的で放火したと言わんばかりの侮辱的質問です」

弁護人 「撤回します。……以上です」

裁判官 「以上でよろしいですか」

検察官 「あと2, 3点, お聞きしたいのですが」

裁判官 「どうぞ」

検察官 「火災を発見して1階へ降りてきた際の杉田さんの様子はどうでしたか」

パウロ 「真っ青な顔をしてかなり動揺している様子でした」

検察官 「そういう杉田さんの様子を見て杉田さんが放火犯人だと思えましたか」

パウロ 「いいえ」

検察官 「そうすると、あなたが杉田さんを犯人であると思わなかったのは、発見直後のそうした杉田さんの様子を見ていたからではないですか」

パウロ 「はい」

検察官 「それからあなたは何歳ですか」

パウロ 「45歳です」

検察官 「耳は悪いですか」

パウロ 「今年健康診断での聴力測定でも特に異常はないと言われていました」

検察官 「以上です」

裁判官 「以上でよろしいですか」

弁護人 「はい」

裁判官 「それでは、パウロさん、あなたに対する尋問は終わりました。傍聴席に戻ってください」

パウロが傍聴席に戻る。